

重要事項説明書

居宅介護支援

1 法人概要

名 称 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会
所在地 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地
代表者 会長 林 善彦

2 事業所の概要

事業所名 甲賀市社協ケアプランセンターしがらき
所在地 甲賀市信楽町長野1252番地
提供サービス 居宅介護支援
介護保険事業所番号 2571400189号
管理者 松宮 尚美
担当介護支援専門員
連絡先 TEL 0748-82-8111 FAX 0748-82-1488
サービスの提供地域 甲賀市

3 事業所の職員体制等 (令和7年4月1日現在)

管理者 1名
職員及び業務の管理を行います。
主任介護支援専門員 3名
他の介護支援専門員に対し、適切かつ円滑にサービスが提供されるよう、助言・指導を行います。
介護支援専門員 2名
利用者からの相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
事務担当職員 1名
提供業務に伴う事務を行います。

4 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までは除きます。
営業時間 8:30～17:15
上記の営業日、営業時間以外も、携帯電話への転送などにより24時間連絡が可能な体制とします。

5 事業の目的および運営方針

事業の目的

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者やそのご家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

運営の方針

- ① 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

- ③ 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、甲賀市、甲賀市地域包括支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。

6 サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整
利用者とともに必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
居宅サービス計画作成に当たり、利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
【サービス利用割合】
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)
- ② サービスの実施状況および課題の把握
1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅を訪問し、サービスの内容が適切かなどについて話し合います。
- ③ 入院・退院時の医療機関との連携
利用者が入院する必要がある場合には、退院支援がスムーズになるよう、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えいただくよう協力をお願いします。
- ④ 給付管理
介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
- ⑤ 要介護認定等の協力、援助
利用者が要介護認定等、更新認定を受けるについて必要な援助を行います。
- ⑥ 利用者からの相談の対応
介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

7 秘密保持、個人情報の保護について

- ① 当事業所は、業務上知り得た利用者および利用者の家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ② 当事業所は、利用者、利用者の家族から、予め文書で同意を得ない限り、利用者、利用者の家族の個人情報を用いません。
- ③ 当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる書類や各種記録について、関係法令やガイドライン等にもとづき個人情報の保護に努めます。

8 サービス利用料及び利用者負担

利用料（全額介護保険により負担されます。）

- ① 当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を算定している事業所です。居宅介護支援利用料は、介護サービス提供開始後1月あたり下表のとおりです。

	基本報酬単位数	特定事業所加算(Ⅱ)	利用料
要介護1・2	1086単位/月	421単位/月	15,702円/月
要介護3・4・5	1411単位/月	421単位/月	19,089円/月

また、各種加算が追加されることがあります。

- a. 初回加算 3,126 円 / 月
- b. 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605 円 / 月
※入院（等）時当日に必要な情報を提供した場合
- c. 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084 円 / 月
※入院（等）時翌日又は翌々日に必要な情報を提供した場合
- d. 退院・退所加算
※入院入所先より必要な情報提供を受け計画を作成し、居宅サービスの調整を行った場合
カンファレンス参加なしの場合
 連携 1 回（Ⅰ）イ 4,689 円 / 回
 連携 2 回（Ⅱ）イ 6,252 円 / 回
カンファレンス参加ありの場合
 連携 1 回（Ⅰ）ロ 6,252 円 / 回
 連携 2 回（Ⅱ）ロ 7,815 円 / 回
 連携 3 回（Ⅲ）イ 9,378 円 / 回
- e. 通院時情報連携加算 521 円 / 回
※医師の診察に同席し生活状況等の情報提供を行い、医師から必要な情報の提供を受けた場合
- f. ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 / 月
※ターミナル期に死亡日を含む 14 日以内に 2 日以上利用者宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医とサービス事業所へ情報提供した場合
- g. 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 / 回
※病院等の求めにより、医師または看護師等と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用調整を行った場合

- ② 保険料の滞納等があった場合には、上記料金をいただきます。
その場合は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。
指定居宅介護支援提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

9 解 約

- ① 利用者は当事業所に対し、文書で通知することにより、解約することができます。
ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- ② 当事業所は、事業の廃止などやむをえない事情がある場合、利用者に対して契約終了日 1 ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、解約することがあります。
この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて、滞りなく介護保険サービスを受けることができるように手配します。
- ③ 利用者や家族が、当事業所や介護支援専門員に対して、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為など、本契約を継続しがたいほどの不信行為を行い、改善の見込みがない場合と判断した場合には、甲賀市長寿福祉課及び甲賀市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を終了させていただく場合があります。

（カスタマーハラスメントに関する方針 閲覧 QR コード）



10 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所、入院により居宅サービス提供の必要がなくなった場合（概ね 4 ヶ月）
- ② 利用者が①以外でも長期にわたりサービス利用のない場合（概ね 4 ヶ月）

- ③ 利用者が要介護でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ④ 利用者がお亡くなりになった場合

1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、家族、甲賀市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

1 2 業務継続計画の策定等について

感染症や災害が発生した場合においても、必要なサービス提供が継続して行えるよう、業務継続計画を策定し、的確な行動がとれるように、定期的な研修、訓練を行います。

1 3 衛生管理等について

感染症の予防に努めるとともに、感染症が発生した場合でも、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、感染症対策指針に基づき適切な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ② 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

1 4 人権の擁護・虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止指針に基づき必要な対策を講じます。また、身体拘束の防止にも同時に取り組みます。

- ① 虐待防止に関する措置を適切に実施するため、下記のものを担当者として選任しています。

虐待防止担当者 所長 松宮 尚美

- ② 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して定期的に研修を実施します。

（感染症対応指針及び虐待防止指針 閲覧 QR コード）



1 5 事業計画・財務内容の閲覧、サービス提供記録等の閲覧・複写

当事業所では、事業計画や財務内容の閲覧、サービス提供記録等の閲覧・複写に関して、利用者本人がこれを希望される場合には許可しています。希望者は、閲覧申請書に必要な事項を記入し、職員までお申し込みください。閲覧申請書は事務所にありますので必要な方は職員までお申し付けください。

1 6 介護サービス情報公表について

この制度は、同一の視点からチェックした介護事業所の情報を公表することにより、事業所を適切に選択していただくこと、また同時に、公表に伴って事業所のサービスの質の改善を促進することを目的としています。ウェブサイトで検索できます。

1 7 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

甲賀市社協ケアプランセンターしがらき 相談担当者 所長 松宮 尚美

TEL 0748-82-8111 FAX 0748-82-1488

甲賀市社会福祉協議会在宅生活支援部

TEL 0748-62-8137 FAX 0748-63-7681

甲賀市社会福祉協議会第三者委員

樫尾 重虎 (0748-86-5395)

黒田 隆 (0748-86-1020)

小松 多喜子 (0748-62-9652)

宇田 ルリ子 (0748-83-0767)

上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課

甲賀市水口町水口6053 TEL 0748-69-2165

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課

大津市中央4丁目5-9 TEL 077-522-0065

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

草津市笠山7丁目-8-137（県立長寿社会福祉センター内）

TEL 077-567-4107

【説明確認欄】 令和 年 月 日

重要事項を説明しました。

〔事業者〕 住 所 滋賀県甲賀市信楽町長野1252番地
事業者名 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
甲賀市社協ケアプランセンターしがらき

説明者 印

重要事項についての説明を受けました。

〔本人〕 住 所 滋賀県甲賀市

氏 名 印

上記代理人

住 所

氏 名 印